

8月30日(日)は衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です



8月30日(日)は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

みなさんには、岐阜4区(定数1)の小選挙区選出議員の投票と、比例区(東海選挙区)の選出議員の投票、および最高裁判所裁判官の良否を決める国民審査の投票を行っていただきます。

○投票できる方

①平成元年8月31日以前に生まれ、平成21年5月17日以前から引き続き市内に住民登録をしている方。

②高山市の選挙人名簿に登録されている、平成21年4月30日以降に高山市から転出し、他の市町村の選挙人名簿に登録されていない方。

○投票時間

午前7時～午後8時(一部投票所を除く)次ページの一覧表をご覧ください。

○入場券

入場券に記載されている投票所をご確認の上、1人分ずつ切り離してご持参ください。

※投票所入場券は、郵送します。

8月23日(日)になっても入場券が届いていない場合は、ご連絡ください。

○投票の順序と方法

①小選挙区選挙

うすい桃色の投票用紙に、候補者氏名を記入

②比例代表選挙

うすい水色の投票用紙に、政党などの名称、または略称を記入

③最高裁判所裁判官国民審査

白色の投票用紙に、記載してある最高裁判所裁判官の氏名の上の欄に、やめさせたい場合は

×を記入します。

○選挙公報

選挙公報は8月24日(月)から28日(金)までに配布する予定です。

○郵送などによる不在者投票

障害者手帳をお持ちの方などで、要件に該当する方は、自宅で投票することができます。

また、郵送などによる不在者投票対象者で、自分で記載ができない方は、あらかじめ届け出た方に代理で投票に関する記載をしてもらうことができます。

※これらの制度を利用するためには、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けることなどが必要ですので、市選挙管理委員会へお問い合わせください。投票用紙を請求する場合は、投票用紙交付申請書と郵便投票証明書を26日(水)午後5時までに、市選挙管理委員会へ提出してください。

○指定施設での不在者投票

投票日当日に病院などの指定

施設に入院・入所している方で、要件を満たす方は、施設内で事前に不在者投票をすることができます(施設によってはできない施設もありますので、事前に市選挙管理委員会または入院・入所されている施設に確認してください)。

○期日前投票

市内のどこの期日前投票所でも投票できますが、開設期間が異なりますので、ご注意ください。

市役所 本庁	8月19日(水)～29日(土)
各支所	8月23日(日)～29日(土)
※時間は 午前8時30分～午後8時	

※最高裁判所裁判官国民審査は、規定により8月23日(日)以降しか期日前投票ができませんので、ご注意ください。

○投票所

投票所および閉鎖時間は左記のとおりです。